

# **第5次朝霞市行政改革大綱**

**平成 28 年度～平成 32 年度**

**平成 28 年 12 月**

**朝霞市**

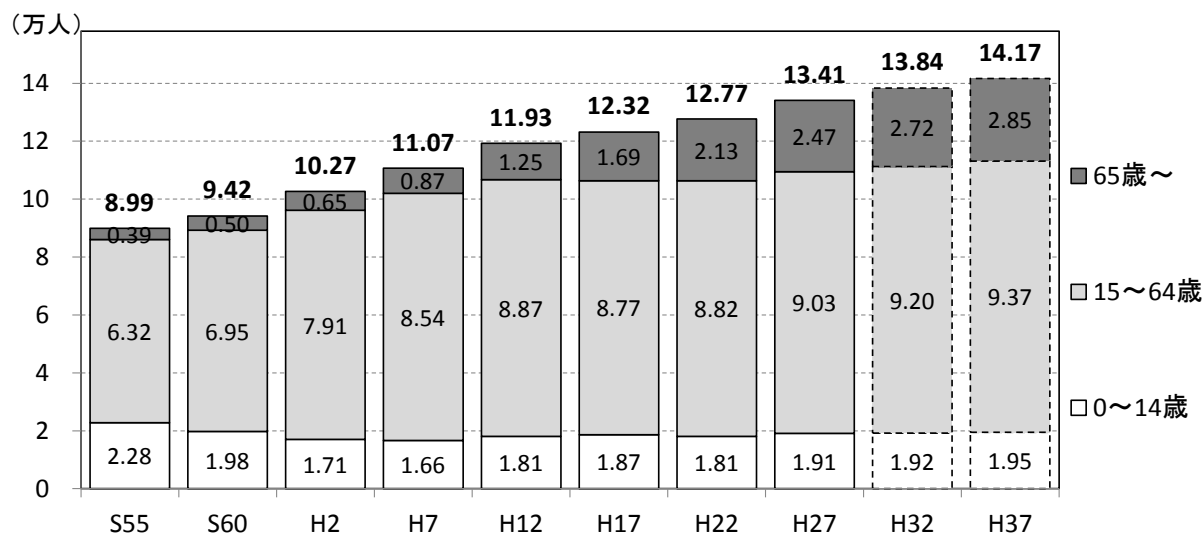
## 目次

第1章 大綱策定の背景と目的	1
1. 本市を取り巻く社会環境の変化	1
2. これまでの行政改革の成果	4
3. 新たな大綱策定の必要性	8
第2章 基本方針	9
1. 位置付け	9
2. 推進期間	9
3. 基本的な考え方	9
4. 取組検討の観点	9
第3章 改革の柱と主な取組	10
1. 行政改革の柱	10
2. 主な取組項目	11
3. 総合計画との対応関係	12
第4章 大綱の着実な推進に向けて	13
1. 推進体制	13
2. 進行管理	13
3. 情報公開	13
4. 行政改革に対する意識の徹底	13
関連資料	14
朝霞市行政改革懇談会委員名簿	14
第5次行政改革大綱の策定経過	15
用語解説	16

# 第1章 大綱策定の背景と目的

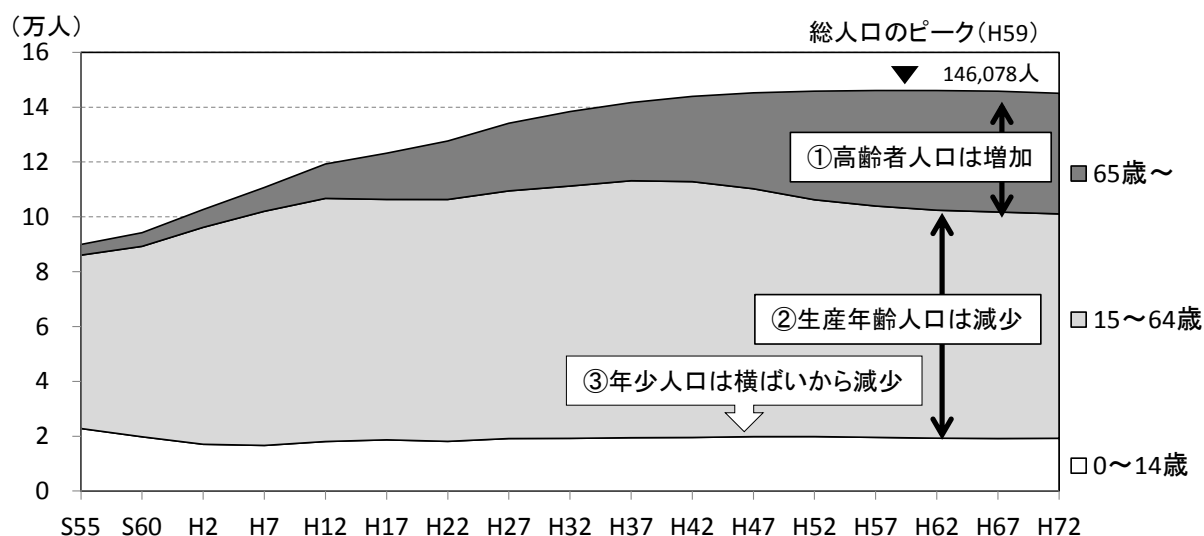
## 1. 本市を取り巻く社会環境の変化

少子高齢化等に伴う財政状況の硬直化を防ぐため、従来から行政運営の効率化に取り組んできました。全国的には人口減少が進み、地方自治体を取り巻く周辺環境は厳しい状況が続いています。そのような中でも、本市は、現在においても人口の増加が続くという特徴的な傾向を示していますが（図1）、高齢化は着実に進展し（図2）、これらへの対応が喫緊の課題です。さらに、税収は横ばいに留まる中で（図3）、社会保障関係の歳出が増加するなど（図4）、柔軟な財政運営が困難な状況が続いています。



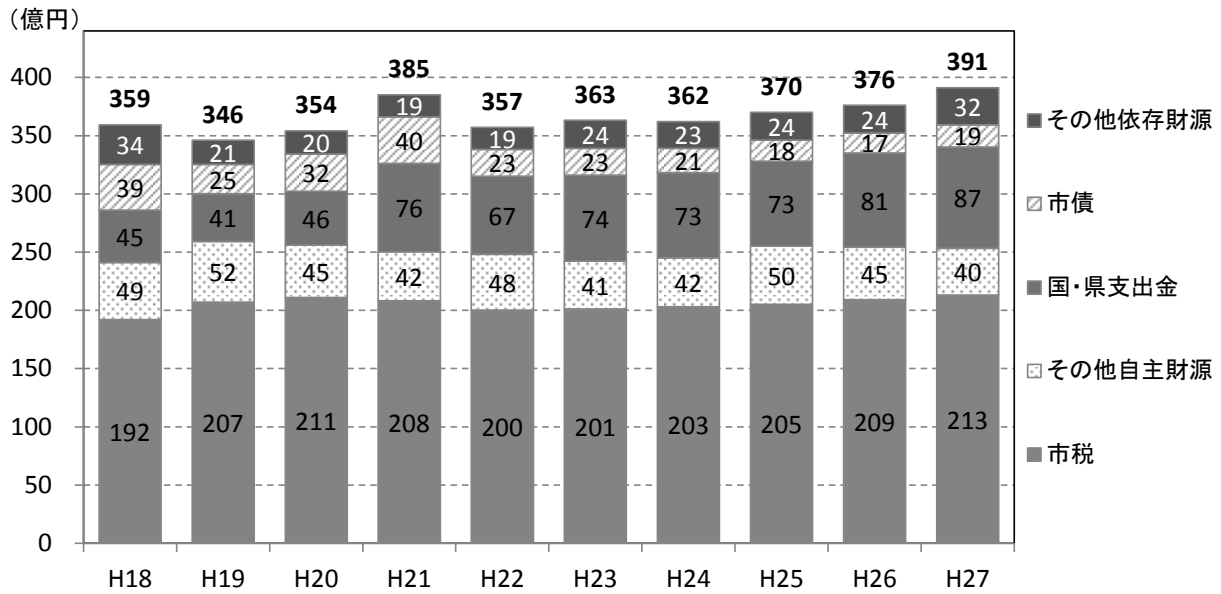
出典：朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年）

【図1】人口の推移と将来推計

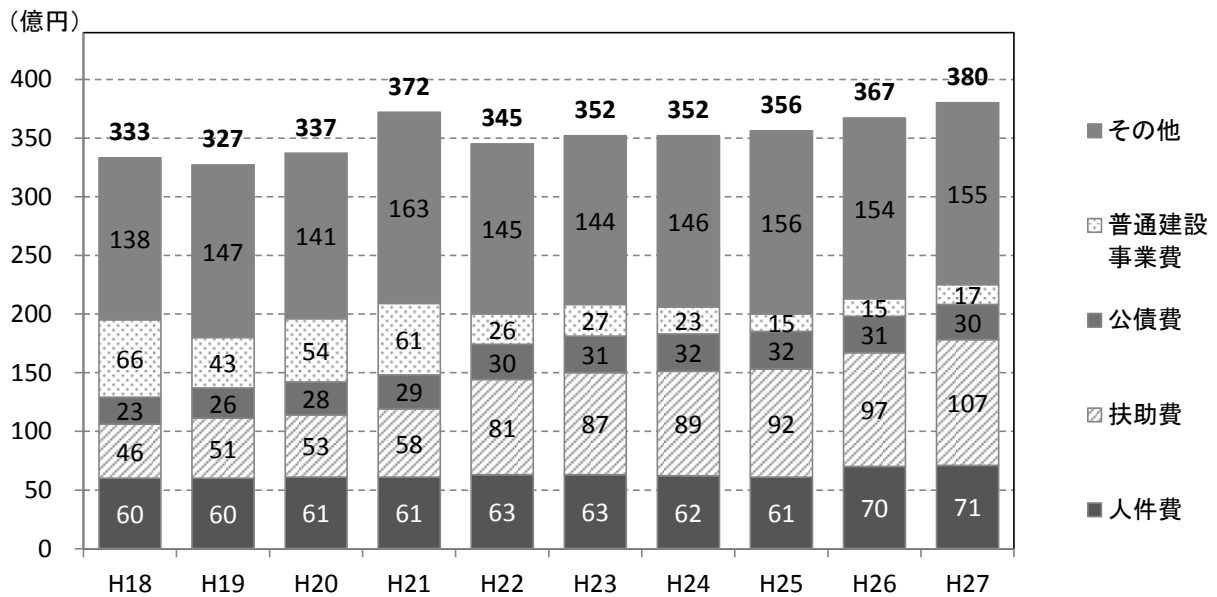


出典：朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年）

【図2】人口の推移と将来推計（長期見通し）



【図3】歳入の推移



人件費…市職員の給与、市長・市議会議員の報酬等  
 扶助費…生活保護や児童福祉、障害福祉などの社会保障に要する経費  
 公債費…地方債の元金の返済や利子の支払いにかかる経費  
 普通建設事業費…道路、学校などの施設の建設事業などに要する経費  
 その他…委託料などの物件費、各種団体に対する補助費等、施設の修繕料などのための維持補修費、財政調整基金などに積み立てる積立金など

【図4】歳出の推移

また本市は、市制施行となる昭和 42 年以降、人口の増加に合わせて、公共施設の建物、道路、上下水道などを順次整備してきましたが、これらの公共施設の整備が比較的短い期間に集中して行われたために、老朽化も一斉に進んでおり（表 1）、今後、建替えなどの更新が近い将来に集中することが予想されます。

【表 1】 築 20 年以上経過した主たる公共施設の築年数

築年数	学校教育	生涯学習	保育園	健康福祉	市民センター	庁舎等
40 年以上経過	二小 (S34) 一小 (S36) 三小 (S36) 二中 (S40) 六小 (S46) 七小 (S47) 三中 (S48) 八小 (S51)	北朝霞公民館 (S51) 武道館 (S51)	本町 (S49) 根岸台 (S49)			市役所本館 (S47) 市民会館 (S51)
30～40 年経過	四中 (S52) 栄町給食センター (S52) 五中 (S53) 九小 (S57) 浜崎給食センター (S61)	南朝霞公民館 (S52) 東朝霞公民館 (S55) 総合体育館 (S57) 中央公園野球場 (S57) 内間木公民館 (S58) 西朝霞公民館 (S59) 中央公民館 (S59)	北朝霞 (S53) 栄町 (S54) 泉水 (S56)	保健センター (S54) 特別養護老人ホーム朝光苑 (S61)		内間木支所 (S55)
20～30 年経過		図書館 (S62) 溝沼子どもプール (S63) 埋蔵文化財センター (H3) 博物館 (H8)		健康増進センター (H6)	弁財 (H2) 朝志ヶ丘 (H6) 宮戸 (H8) 栄町 (H8)	朝霞台駅南口地下自転車駐車場 (H1) 朝霞台出張所 (H1) 朝霞台駅南口第 1 自転車駐車場 (H4) 水道庁舎 (H7)

一方で国は、地方分権改革において、これまで国が行ってきた事務の権限を地方自治体に移譲する、権限移譲を推進するとともに、地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生する、地方創生を重点的に推進しています。これからは、自らの創意工夫を積極的に発揮することが地域に求められており、自主性・自立性の高い行政運営に対する要請が高まっています。これを受け、本市は、平成 27 年度に朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、将来的に予想されている人口減少の克服（※）と地域経済の活性化に向けた施策に戦略的に取り組んでいる状況です。

※国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少が今後加速的に進み、平成 72 年には日本の総人口が 8,674 万人まで減少すると推計しています。本市の総人口は、今後も一定の期間は緩やかに増加しますが、その後減少することが見込まれており、生産年齢人口の減少と高齢化が進むと予想されています。

## 2. これまでの行政改革の成果

本市では、昭和61年2月に「朝霞市行政改革大綱」を策定して以来、行政の簡素効率化をはじめとする行政改革に取り組んできました。また、平成23年度から平成27年度の第4次行政改革は、第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画に関連付けて、長期的な視点も視野に入れながら、市をPRしていく取組や経営的なバランスをとる取組など重点的に行う12の取組項目を推進し、社会経済情勢の変化と、多様化・高度化する市民ニーズに应运ってきました。

その主な成果として、「市単独の支援制度の見直し」では、平成26年度に100事業にわたる休止、縮減、廃止を決定し、予算にして約3億1千万円の影響がありました。また、「使用料・手数料の全般的な見直し」では、約1億6千万円の増収となりました。

このように、第4次行政改革は一定の成果をもたらしましたが、社会経済情勢、施策の転換、本市の財政状況など、市を取り巻く状況の変化に応じて、一部については今後も継続して取り組んでいくことが求められます。

【表2】朝霞市における行政改革の経緯

総合振興計画	年次	第1次(S50～S60)	第2次(S61～H7)	第3次(H8～H17)	第4次(H18～H27)	第5次(H28～H37)
	将来像	健康で明るく豊かな 住みよいまちづくり	活気と潤いに満ちた住みよいまち -21世紀のふるさとづくり-	にぎわいとやすらぎのある文化のまち…朝霞	水と緑に満ちた やすらぎと生きがいのあるまち 朝霞	私が 暮らしつづけたいまち 朝霞
ねらい	・都市基盤の整備 ・市民生活の向上 ・社会福祉の充実 ・教育文化の振興 ・産業の振興	・都市基盤の整備 ・生活環境の整備 ・保健・医療・福祉の充実 ・教育・文化の創造 ・産業の振興	・21世紀の豊かな暮らしを支える都市空間の創造 ・安全で快適な暮らしを支える快適環境の創造 ・明るく生きがいのある暮らしを支える健康・福祉の創造 ・個性を生かした豊かな心を育てる教育・文化の創造 ・明日の発展を支える産業の創造	・自然と調和したゆとりある都市づくり(都市整備) ・安全で快適な生活環境づくり(生活環境) ・みんなで支え合う健やかな社会づくり(福祉・健康づくり) ・豊かな心と人間性を育む人づくり(教育・文化) ・まちの活力を生み出す産業づくり(産業振興) ・ふれあいと連帯を広げる地域づくり(交流・コミュニティ)	○将来像の基本概念(コンセプト) ・安全・安心なまち ・子育てがしやすいまち ・つながりのある元気なまち ・自然・環境に恵まれたまち ○政策を立案・推進する際の留意点(ポイント) ・思いやりをもったまちづくり ・参加と協働によるまちづくり ・経営的な視点をもったまちづくり	
推進体制	・行財政の運営 ・国、県に対する要望	・推進体制	・計画の実現に向けて	・構想推進のために	・基本構想を推進するために	
行政改革の主な成果		<b>第1次(S60～)</b> ○事務事業の見直し ○組織・機構の簡素合理化 ○給与の適正化 ○定員管理の適正化 ○民間委託、OA化等事務改革の推進	<b>第2次(H8～H15)</b> ○事務事業の見直し ・税収確保対策の強化→徴収実績1,748万 ・専決権限見直し→事務処理簡素化・効率化 ・補助金適正化検討→効果額(H15)661万 ○時代に即応した組織・機構の見直し ・H11機構改革 ○定員管理及び給与の適正化の推進 ・H13定員適正化計画→職員数抑制 ・旅費見直し→削減額120万/年 ○効果的な行政運営と職員能力開発の推進 ・事務改善制度実施 ○行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ・自己電算導入→事務の効率化 ・戸籍情報システムの導入→市民サービス向上 ・総合窓口係設置→事務の簡素化、利便性向上 ○会館等公共施設の設置及び管理運営 ・自主管理マニュアル作成	<b>第3次(H16～22)</b> ○組織改革と職員の意識改革 ・機構改革(H19) ・開庁時間延長と土日開庁→出張所で実施 ・定員管理の適正化→H17～H22(22人減) ・人材育成計画の策定 ・人事評価システムの導入 ・給与の適正化→給与構造改革、特殊勤務手当見直し等 ○合理的で健全な行財政運営の推進 ・行政評価制度の導入 ・調達、入札、契約制度の見直し →電子入札導入、入札契約室設置等 ・収納の一元管理の実施 ・旅費の見直し→経費の合理化 ・使用料・手数料の見直し→H23.4実施 ・補助金制度の見直し ○開かれた市政の推進 ・広報紙等の見直し→一元化 ・市民との協働のための制度の導入 ・市民活動支援担当・拠点の整備	<b>第4次(H23～H27)</b> ○行政サービスの選択と集中→行政評価の活用 ・全95施策の外部評価を実施、評価結果を施策に反映 ・実施計画と予算を符合 ○市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり→組織改革と人材 ・朝霞市定員適正化方針を策定、新組織機構及び職員定数の運用開始 ・人材育成基本方針を改訂 ○合理的で健全な行財政運営の推進→持続可能な行財政運営 ・公共施設白書の作成 ・朝霞市公共施設等総合管理計画を策定 ・公の施設の指定管理者制度に関する基本指針の見直し ・指定管理者制度に基づき58施設を指定 ・使用料、手数料の見直し方針を策定 ・朝霞ブランド5点を認定、北朝霞どんぶり王選手権を開催 ○市民と行政をつなぐ仕組みづくり→情報公開と市民参画の推進 ・市政モニター制度を開始 ・公募委員候補者登録制度を導入 ・市民参画の講演会等を開催	<b>第5次(H28～)</b>
	国の動向	S60.1.22 自治行第2号 ・行政改革大綱の自主的な策定、公表 ①事務事業の見直し ②組織・機構の簡素合理化 ③給与の適正化 ④定員管理の適正化 ⑤民間委託・OA化等事務改革の推進 ⑥会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化 ⑦地方議会の合理化	H6.10.7 自治行第99号 ・新たな行政改革大綱の自主的・主体的な策定、公表 ・住民代表等による委員会等への進捗状況の報告等 ①事務事業の見直し ②時代に即応した組織・機構の見直し ③定員管理及び給与の適正化の推進 ④効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 ⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ⑥会館等公共施設の設置及び管理運営	H9.11.14 自治整第23号 ・行政改革大綱の見直し、各年度の取組内容を具体的に示した行政改革の実施計画の策定、公表 ・定員管理等の数値目標の設定と公表 ①事務事業の見直し ②組織・機構の見直し ③外郭団体の見直し ④定員管理及び給与の適正化の推進 ⑤人材の育成・多様な人材の確保 ⑥行政の情報化等行政サービスの向上 ⑦公正の確保と透明性の向上 ⑧経費の節減合理化等財政の健全化 ⑨会館等公共施設の設置及び管理運営 ⑩公共工事のコスト縮減、入札手続きの透明性と公平性の確保 ⑪広域行政の実施体制、連携の強化	H17.3.29 総行整第11号 ・新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直し ・平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した「集中改革プラン」の公表 ①地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化(民間委託の推進、指定管理制度・PFI手法の適切な活用) ②行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織 ③定員管理及び給与の適正化 ④人材育成の推進 ⑤公正の確保と透明性の向上 ⑥電子自治体の推進 ⑦自主性・自律性の高い財政運営の確保 ⑧地方議会の説明責任	H27.8.28 総行経第29号 ・地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について ・国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを提供するためには、更なる業務改革の推進を地方行政に求めるもの ○重点推進項目 ①行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進 ②自治体情報システムのクラウド化の拡大 ③公営企業・第三セクター等の経営健全化 ④地方自治体の財政マネジメントの強化 ⑤PPP/PFIの拡大





【表3】第4次行政改革の成果

取組項目	取組の視点	取組の実績
行政評価制度の改善と定着	内部評価である事務事業評価と施策評価に加え、第三者機関による外部評価を行い、PDCAサイクルにより、事務事業の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次総合振興計画後期基本計画に位置づけている全95施策の外部評価を実施し、評価結果を施策に反映した。</li> <li>行政評価制度と実施計画の連携に加えて、財務会計システム（予算）とも連携を図り、実施計画と予算を符合させた。</li> </ul>
組織機構の見直しと定員の適正化	国の地方自治を重視する改革と新たな住民ニーズに対応した組織機構の改編と人員の配置を目指す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年8月に「朝霞市定員適正化方針」を策定し、翌年度から新組織機構及び職員定数の運用を開始した。</li> <li>人員配置に関するヒアリングを実施するなど、政策や課題等を踏まえて、その後も適宜、組織機構の見直し等を行った。</li> </ul>
人材育成基本方針の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な人材の育成</li> <li>職員研修の見直し</li> <li>人事考課制度の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>朝霞市人材育成基本方針を平成24年10月に改訂し、計画的な人材育成の推進を図った。</li> <li>人事考課制度では、制度理解の促進を図るための考課者研修や、職員アンケートの結果等を参考にした制度の見直しを行うなど、職員の納得性ととも、制度に対する客観性を高めることができた。</li> </ul>
ファシリティ・マネジメントの導入	公共施設などの公有財産の長期かつ大規模な修繕・改築需要が予測されることから将来的な財政負担の計画的な平準化など、総合的なマネジメント・システムを段階的に構築していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年10月に「公共施設白書」を作成し、公共施設の現況把握と共有が図られた。</li> <li>平成28年3月に「朝霞市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の修繕計画を明確に位置づけた。</li> </ul>
指定管理者制度の総合的な検証	指定管理者制度が、本来の目的どおりに十分に機能しているかどうかを検証する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に基本指針を見直し、随意指定している57施設について、平成24年度からの5年間を新たな指定期間として指定した。また、公募していた健康増進センターについても、平成25年度に見直した基本指針に基づき、本制度を導入した。その結果、58施設において、安定的、効果的にサービスの提供が図られた。</li> </ul>
市単独の支援制度の見直し	制度の必要性と経費節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援制度の必要性や適性水準を見直す観点から、平成26年度に事業の休止、縮減、廃止として100事業を見直し、影響額は約3億1千万円となった。</li> </ul>
使用料・手数料の全般的な見直し	社会情勢に合った料金体系と徴収の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内公共施設の自動販売機設置について、平成24年度に入札を行い、約3,800万円の収入増となった。</li> <li>受益者負担の適性化を図るため、平成26年度に「使用料、手数料の見直し方針」を策定し、手数料の増収を図ったほか、保育料の見直しを行うなど、約1億6千万円の増収となった。</li> </ul>
民間と連携した行政手法の研究	より効率的・効果的な行政手法として民間との連携や公と民とのサービスの分担に関する基本的な研究を進める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ焼却施設の建替えに係るPFIの導入についての報告書をまとめ、担当課に情報提供したことで、当該施設の建替えの事業推進の一助となった。</li> </ul>
シティ・セールス（広報戦略）の充実	「朝霞ブランド」を、商品のPRや産業振興施策に留めず、「朝霞の研究と朝霞市」を広く周知するための広報戦略の核と位置付けて、研究を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から3年間を認定期間として、「シティ・セールス朝霞ブランド」5点を認定し、市の関連産業の認知度が上がるなど、本市の活性の一端を担った。</li> <li>新たに、冬に「北朝霞どんぶり王選手権」を開催し、四季を通して市内外から人を呼び込み、本市の魅力をPRできた。</li> </ul>
広聴制度の見直し	市政に関する意見聴取を、常時、かつ簡易な方法で実施し、意見の反映を速やかに行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度に市政モニター制度を開始し、アンケートを通じて、市が抱えている課題などについて率直な意見を聞くことができ、これらの意見が施策等に生かされた。</li> </ul>
審議会等の見直し	公募委員の募集方法の検討をするとともに、審議会自体の「集中と選択」を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度に「公募委員候補者登録制度」を導入し、積極的な利用を全庁的に働きかけるとともに、審議会等の構成員に市民枠を設けるように促した結果、全庁的に制度が浸透し、市民の市政への参加機会が増えた。</li> </ul>
市民参画を推進するための条例等の策定	市民とともに、行政と市民との協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参加の機運を盛り上げるため、講演会の開催をはじめ、市民座談会、市民ワークショップなどを通じて、本市における自治のあり方や市民参画を定める条例の必要性について、市民同士で様々な意見交換を行った。</li> <li>平成28年3月に自治基本条例の必要性について取りまとめた報告書が提出された。</li> </ul>

### 3. 新たな大綱策定の必要性

本市は、平成 28 年度から 5 年間を計画期間とする第 5 次朝霞市総合計画前期基本計画を策定しました。社会環境が著しく変化する中、総合計画に基づいて行政を確実に遂行するためには、高度化及び多様化する市民の要望に応えうる市民サービスを提供していくこと（市民サービスの向上）、また、限られた経営資源の状況を的確に捉え効率良く活用していくこと（行政事務の効率化、経費の節減）が引き続き本市に求められています。

このような背景を踏まえ、本市は、第 4 次行政改革における姿勢を堅持しながらも、第 5 次朝霞市行政改革大綱を策定し、さらに施策の重点の変化に応えるため経営の視点（市の歳入の確保）にも重きを置いて、今後の行政運営に取り組むこととします。

## 第2章 基本方針

### 1. 位置付け

本市は総合計画を最上位計画と位置付け、総合計画に基づく行政の推進を徹底していることから、第5次行政改革についても、総合計画を推進する仕組みづくりに焦点を絞った内容とします。

### 2. 推進期間

平成28年度から32年度までとして、同期間の第5次朝霞市総合計画前期基本計画との連動を図ります。

### 3. 基本的な考え方

第4次行政改革の12の取組項目の中には、実施を決定し既に庁内に浸透し成果の上がっている項目がある一方で、今後も継続して取り組みが求められる項目があります。具体的には、市民と行政をつなぐ仕組みをより深めるとともに、ファシリティ・マネジメントの推進による財産の有効利用について、引き続き取り組んでいきます。

また、新たな第5次行政改革大綱では、限られた経営資源の状況を的確に捉え効率良く活用していくため、行政事務等の効率化に取り組むとともに、特に、経営の視点により重きを置いて、財政運営の安定化に重点を置くものとします。

これに加え、従来から行政改革の主要な課題として取り組まれてきた、組織運営と人材育成の推進については、第5次行政改革においても引き続き取り組むこととします。

### 4. 取組検討の観点

本市では市長を本部長とする行政改革推進本部を組織し、平成28年5月16日に開催した第1回本部会議において、第5次行政改革大綱の策定方針を決定しました。その方針において、本市の最上位計画である第5次朝霞市総合計画の基本構想に掲げる、政策を立案・推進する際の3つの留意点、「思いやりをもったまちづくり」、「参加と協働によるまちづくり」、「経営的な視点をもったまちづくり」を踏まえるとともに、新たな行政改革大綱が必要となった背景を鑑み、下記の[1]から[4]の4つの観点で、第5次行政改革の主な取組項目を検討し、取り組むこととします。

[1] 市民サービスの向上に関するもの

[2] 行政事務の効率化、経費の節減に関するもの

[3] 市の歳入の確保に関するもの

[4] その他、市政運営上有益であると認められるもの

## 第3章 改革の柱と主な取組

### 1. 行政改革の柱

大綱に基づく改革を着実に推進するため、3つの「柱」を下記のとおり定め、第5次行政改革において取り組む「取組項目」を分類し、行政サービス全体の改革に全庁挙げて取り組みます。

#### (1) 効率的で効果的な行政運営と市民参加

国から地方自治体への権限移譲が進み、地方自治が重視される流れの中、地域の力を活かし、市民と行政が互いにパートナーとしてまちづくりに参画する仕組みを構築していきます。また、従来から、行政事務等の改善を通し限られた費用の中で質の高い市民サービスを提供してきましたが、より高度化及び多様化する市民の要望に応えるため、さらに効果的かつ効率的な行政運営の実現と戦略的な情報発信に取り組みます。

- 取組番号1 参加と協働によるまちづくり
- 取組番号2 行政評価制度の効果的・効率的な運用
- 取組番号3 行政サービスのオープン化
- 取組番号4 審議会等の見直し
- 取組番号5 戦略的な情報発信

#### (2) 安定した財政運営と財産の活用

将来にわたり安定した行政サービスの提供を行うとともに、新たな市民ニーズに的確に 대응していくため、合理的で健全な財政運営を推進していきます。これまで「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の現状と課題を明らかにしましたが、今後は、個別具体的な計画の策定と計画の推進に取り組みます。

- 取組番号6 自主財源の確保
- 取組番号7 ファシリティ・マネジメントの推進
- 取組番号8 市単独の支援制度の見直し

#### (3) 機能的な組織運営と人材育成

従来から、限られた人員を効率的に配置し、柔軟に組織体制を整えてきましたが、より多様化・専門化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、引き続き組織体制の整備を図ります。また、柔軟で機動力があり、かつ効率的な組織づくりと、専門的な知識と柔軟な発想を持ち、多様化する課題の解決に向けて積極的に取り組んでいくことのできる人材の育成に取り組みます。

- 取組番号9 組織機構の見直しと定員の適正化
- 取組番号10 職員の資質向上

## 2. 主な取組項目

各取組は、本大綱策定後、平成 28 年度中に直ちに着手することとします。その際、本大綱における、各取組の視点、内容等を踏まえ、別途実施計画を定め、目標の達成時期、実現手順等を詳細に示すものとします。

【表 4】 第 5 次行政改革の主な取組

柱	番号	取組項目	取組の視点	取組の内容
(1) 効率的で効果的な行政運営と市民参加	1	参加と協働によるまちづくり	市民参画を推進するために設けている制度がより有効に機能するよう改善に取り組む。また、自治基本条例等の制定について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画の推進に係る制度の改善</li> <li>市民参画を推進する条例等の検討</li> </ul>
	2	行政評価制度の効果的・効率的な運用	事務事業評価、施策評価などの行政評価をより効果的、効率的に実施できるように、行政評価手法の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価手法の見直し</li> </ul>
	3	行政サービスのオープン化	民間委託や指定管理等のアウトソーシングによる事務事業の効率化について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アウトソーシング等に関する研究</li> <li>指定管理者制度の活用</li> </ul>
	4	審議会等の見直し	審議会等の附属機関について、より効果的な運営方法について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の附属機関の在り方検討</li> <li>効果的な運営方法の検討</li> </ul>
	5	戦略的な情報発信	市制 50 周年や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、これを契機とした戦略的な市の魅力の発信方法について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS や動画サイトなどの効果的な活用の推進</li> <li>市の魅力の発信方法の検討</li> </ul>
(2) 安定した財政運営と財産の活用	6	自主財源の確保	安定的な財政運営を目指し、様々な角度から、財源確保策について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税等収納方法の多様化の検討</li> <li>使用料・手数料の適正化の検討</li> <li>ふるさと納税の活性化</li> <li>新たな収入確保の検討</li> <li>減免規定の基本的な考え方の検討</li> </ul>
	7	ファシリティ・マネジメントの推進	第 4 次行政改革の「ファシリティ・マネジメントの導入」の取組の中で策定した「公共施設等総合管理計画」を踏まえて、今後 50 年間を見据えた成果の達成に向けた仕組みづくりとその運用を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設修繕及び長寿命化計画の策定</li> <li>公共施設の安全・良質な状態の保持～ライフサイクルコストの軽減と財政負担の平準化～</li> <li>公共資産の有効活用</li> </ul>
	8	市単独の支援制度の見直し	他市の状況調査などを通して、市単独の支援制度の必要性や適正水準の見直しについて検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市単独の支援制度の見直し</li> </ul>
(3) 機能的な組織運営と人材育成	9	組織機構の見直しと定員の適正化	国の施策や変化する社会状況に対応するため、職員定数、組織機構の適正状況について検証、見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員適正化方針の策定</li> <li>機能的な組織機構の見直し</li> </ul>
	10	職員の資質向上	研修を通じた職員の能力開発に加え、職員が現状課題の改善に向けて意欲的に発言、提案できる仕組みの整備に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修の充実</li> <li>職員提案制度の改善</li> </ul>

### 3. 総合計画との対応関係

第5次朝霞市総合計画の基本構想に掲げた、政策を立案・推進する際の3つの留意点「思いやりをもったまちづくり」、「参加と協働によるまちづくり」、「経営的な視点をもったまちづくり」と、第5次行政改革における取組検討の4つの観点「市民サービスの向上に関するもの」、「行政事務の効率化、経費の節減に関するもの」、「市の歳入の増加に関するもの」、「その他、市政運営上有益であると認められるもの」に照らし合わせ、下記のとおり、行政改革の主な取組の位置付けを捉えています。これらの観点と留意点のバランスに配慮し、行政改革の主な取組を決定しています。

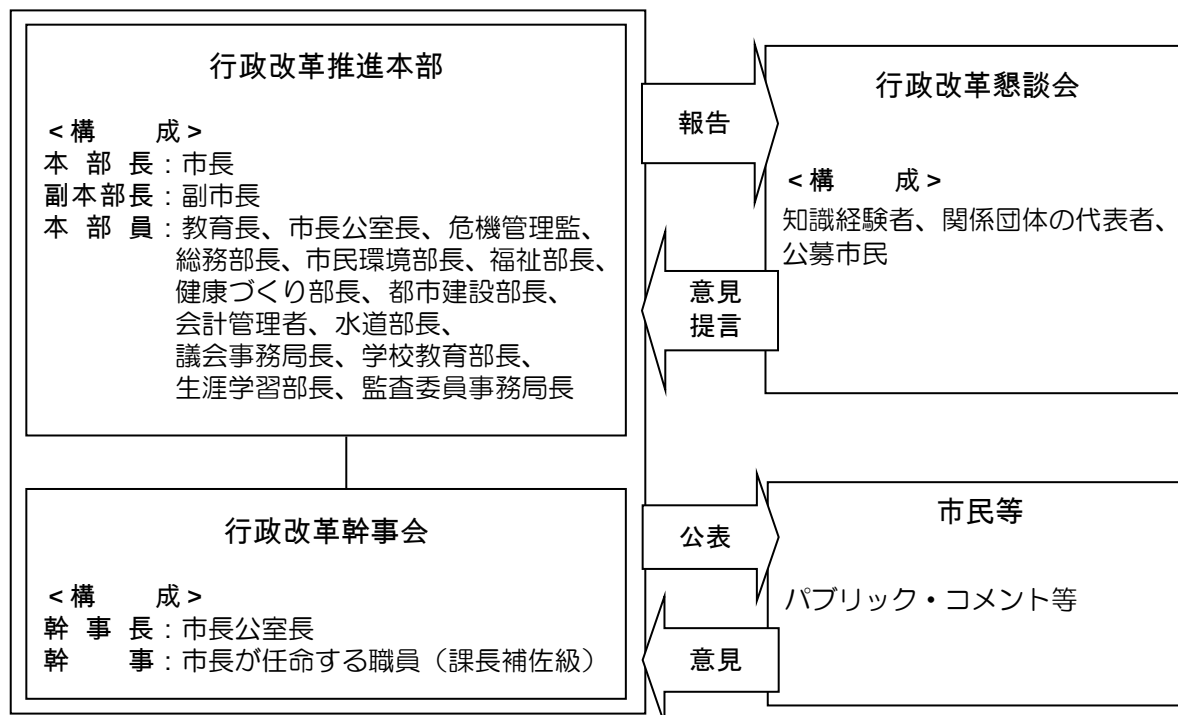
【表5】行政改革の取組項目と総合計画の関係

柱	番号	取組項目	第5次行政改革における 取組検討の観点			第5次総合計画基本構想 政策を立案・推進する際の留意点		
			[1] 市民サービスの向上に関するもの	[2] 行政事務の効率化、経費の節減に関するもの	[3] 市の歳入の確保に関するもの	思いやりをもったまちづくり	参加と協働によるまちづくり	経営的な視点をもったまちづくり
市民参加	1	参加と協働によるまちづくり	○	○			○	
	2	行政評価制度の効果的・効率的な運用		○				○
	3	行政サービスのオープン化	○	○		○	○	○
	4	審議会等の見直し		○			○	
	5	戦略的な情報発信	○			○	○	
管と財産の活用	6	自主財源の確保			○	○	○	○
	7	ファシリティ・マネジメントの推進		○	○	○	○	○
	8	市単独の支援制度の見直し		○		○	○	○
運営と人材育成	9	組織機構の見直しと定員の適正化	○	○		○		○
	10	職員の資質向上	○	○		○		○

## 第4章 大綱の着実な推進に向けて

### 1. 推進体制

市長を本部長とする行政改革推進本部が行政改革の取組を推進します。また、取組状況は、外部有識者や公募市民等で構成する行政改革懇談会に報告し、意見を聴取するとともに、市民に公表し、幅広く御意見をいただきながら、取組を進めます。



【図5】推進体制

### 2. 進行管理

行政改革の取組について、具体的な目標、スケジュール、実現手順等を定めた実施計画を作成します。行政改革推進本部と行政改革幹事会は、実施計画に基づいて、行政改革の取組を推進します。進捗状況や施策評価の内容を行政改革懇談会に報告し、意見を踏まえて進行管理を行います。

### 3. 情報公開

実施計画の進捗状況や行政改革懇談会の意見等、行政改革の取組に関する情報は、ホームページ等を活用して公表し、広く市民に情報を提供します。

### 4. 行政改革に対する意識の徹底

職員一人ひとりが行政改革の視点をもって日々の業務に当たり、スピード感を持ち改革に取り組むよう、行政改革の取組に係る情報を職員に対して間断なく発信していきます。さらに、事務改善制度や職員提案制度等を通して、職員の行政改革に対する意識を高めます。

## 関連資料

### 朝霞市行政改革懇談会委員名簿

選出枠	氏名	所属	備考
1号 知識経験を有する者	池田 邦臣	元)朝霞市職員	
	篠崎 孝夫	前)朝霞地区福祉会 事務局長	
	島田 恵司	大東文化大学 環境創造学部 教授	会長
	宮澤 謙介	公益財団法人 埼玉りそな産業経済振興財団 主席研究員	
2号 市が関係する団体 から推薦された者	鈴木 龍久	朝霞市商工会 専務理事	副会長
	野島 安広	朝霞青年会議所 監事	
	松尾 哲	朝霞市自治会連合会 会長	
3号 公募による市民又は 公募委員候補者名簿に 登載された市民	岩垣 清文	公募市民(公募)	
	植村 京子	公募市民(名簿登載)	
	菅谷 康司	公募市民(名簿登載)	

注：選出枠ごとに50音順に掲載

任期：平成28年7月13日から平成30年3月31日まで



### 第5次行政改革大綱の策定経過

開催日	会議名	審議の概要等
平成28年 5月16日	推進本部（第1回）	策定方針の決定
7月 1日	幹事会（第1回）	第5次の課題について検討
7月 5日	幹事会（第2回）	主な柱と取組項目（案）の検討
7月13日	懇談会（第1回）	委員委嘱、会長・副会長の選出、 主な柱と取組項目（案）への御意見
7月14日	幹事会（第3回）	取組項目（案）の検討
7月27日	幹事会（第4回）	大綱（素案）の検討
8月 9日	懇談会（第2回）	大綱（素案）への御意見
8月25日	幹事会（第5回）	大綱（案）の検討
9月26日	推進本部（第2回）	大綱（案）の決定
10月 1日から 31日まで	パブリック・コメント 募集	意見提出件数 10 件
10月 3日から 17日まで	職員コメント募集	意見提出件数 9 件
10月11日	幹事会（第6回）	実施計画（案）の検討
10月21日	懇談会（第3回）	実施計画（案）への御意見
11月 9日	幹事会（第7回）	大綱（案）、実施計画（案）の検討
11月18日	懇談会（第4回）	大綱（案）、実施計画（案） への御意見
11月25日	市議会全員協議会	大綱（案）の説明
12月19日	推進本部（第3回）	大綱、実施計画の決定

## 用語解説

用 語	解 説
あ行	
維持費用	建物を管理運営する上において必要な費用をいいます。この計画においては、光熱水費、清掃や点検などの委託費、消耗品や修繕料などの需用費、施設運営に直接必要となる職員の人件費などを含みます。
か行	
行政評価制度	朝霞市総合計画に基づく行政活動の結果を、施策・事務事業の実施内容と目標に対する達成度を明確にし、適確に検証しながら、成果を重視した政策主導型の行政運営への転換を図るものです。制度の運用を通じて、行政サービス水準の向上と効率化、行政コストの削減を進め、市民が求める質の高い行財政運営を実現します。また、どのような成果や市民への効果をもたらしたのかを明らかにするために、評価結果を市民に公表し、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たすことを通じて、市民の市政への理解と参画意識を促進します。
協働	市民と行政がそれぞれ自らの果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの能力を生かして、同じ目的の実現に取り組む活動のことをいいます。本市では、協働によるまちづくりを推進していくことができるよう、協働の基本的な考え方や市民活動等に対する支援方策などを指し示すものとして、平成 21 年 2 月に「朝霞市市民協働指針」を策定しています。
権限移譲	県から市町村への権限移譲とは、現在県が担っている事務処理の権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行えるようにすることです。埼玉県では、住民に身近な事務については、市町村の自主的な判断と責任において主体的に決定できるよう、積極的に市町村への権限移譲を進めています。その意義として、地域の実情を踏まえた意思決定や、地域の特色を活かした市政運営が可能になることなどが挙げられます。
公共施設	市が所有又は借用して運営している施設の総称です。指定管理者により運営している施設も含みます。建物や公園だけでなく、道路、橋梁、上水道、下水道とそれらの関連施設も含んだ、広い概念での公共施設をいいます。

用 語	解 説
公共施設等総合管理計画	平成 28 年 3 月、本市では、これからの公共施設の姿を考え、市民の皆さんの大切な資産である公共施設を今後も良い状態で維持していくために、行動すべきことを「公共施設等総合管理計画」としてまとめました。
さ行	
市政モニター	「広聴」の一つの手法として、平成 26 年 4 月 1 日から本市において制度を開始しました。この制度は、市政に対する市民の意見や要望を聴取することで市民の市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、市民ニーズの把握及び行政効果の測定を通して、これを広く市政に反映させることを狙っています。
自治基本条例	一般的には、その自治体における自治体法の体系の頂点に位置付けられる条例であり、住民による自治体行政・議会の役割・住民自身の責務と権利の定義や、地方自治（住民自治・団体自治）の基本的な在り方について規定される条例、と解釈されています。
指定管理者制度	平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、公の施設の管理や運営について、公的主体に限定されていた管理委託制度に代わり、民間事業者も含めた幅広い法人主体に委託できるようになりました。導入のメリットとして、指定管理先が得意とするノウハウを活用した、効果的・能率的な公の施設の管理・運営が挙げられます。本市では、平成 28 年 11 月現在、59 施設について指定管理者を指定しています。
シティ・セールス	都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から定住者や企業を呼び込んだり、観光客を招いたりする取組全般のことです。
シティ・セールス朝霞ブランド	市のイメージ向上に加え、郷土意識の醸成を目的として、市の誇れる歴史、文化、景観、行事及び産品等の地域資源をシティ・セールス朝霞ブランドとして認定し、市の内外に発信、周知しています。平成 28 年 11 月現在、以下の 5 つの地域資源を認定しています。 本田美奈子、モニュメント（文化） 黒目川（景観） 朝霞市民まつり「彩夏祭」（行事） 朝霞アートマルシェ（行事） ニンジン（産品）

用 語	解 説
少子高齢化	少子化とは出生率の低下により子どもの数が少なくなることで、高齢化とは人口に対し高齢者人口が占める割合が高い場合のことを表します。少子高齢化が進むと、社会保障負担の増加、人口減少による経済の活力低下の可能性などが懸念されます。
修繕	施設の破損した部分を元の状態に復旧することをいいます。
使用料	本市では、平成 14 年 3 月に「朝霞市行政財産の使用料に関する条例」を制定し、その後、平成 22 年 7 月には「公共施設使用料見直しに関する基本方針」を策定して、受益者負担の原則に基づき、市が行政上の目的のために所有している建物や土地などの「行政財産」を使用または占有する際に、利用しない人との「負担の公平性」を確保するため、サービスを利用する人に応分の負担をしていただくこととしています。
人材育成基本方針	全ての職員が意識改革を図り、より優れた人材となることに加え、長期的視点から人材育成の目的、方策等を明確にするため、平成 17 年 12 月に「人材育成基本方針」を策定（平成 24 年 10 月改訂）しました。本市では、目指すべき職員像として、「①信頼される職員」「②プロ意識をもつ職員」「③挑戦する職員」を掲げています。
人事考課	人材育成基本方針で定めた目指すべき職員像の実現のために、平成 20 年度から人事考課（人事評価）制度を導入しています。考課結果は、職務遂行能力を高めるなどの人材育成及び業務達成度の確認、昇任・配置換えなどの人事異動、給料・勤勉手当等の給与処遇面の決定等に活用しています。
総合計画	本市の最上位計画として、平成 28 年度から 5 年間で計画期間とする第 5 次朝霞市総合計画前期基本計画を定めており、災害対策、福祉、教育、環境、都市基盤など、市の全ての分野の施策について総合的かつ体系的にまとめています。
は行	
PDCAサイクル	PDCA（Plan・Do・Check・Action）とは、それぞれ、計画・実施・点検・改善を表し、業務を継続的に 4 段階で繰り返して改善する手法のことです。本市では、平成 22 年度から行政評価制度の本格運用を開始しており、毎年度の成果測定（Check）と改善（Action）の機能を担わせ、市の最上位計画である総合計画（Plan）と行政評価制度（Check&Action）を両輪として、PDCA サイクルを構築しています。

用 語	解 説
PFI	PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設の維持管理・運営と設計を、同一の民間事業者に委ね、民間主導で行う仕組みのことをいいます。民間事業者の創意工夫を引き出すことを目指すものです。
PPP	Public Private Partnership の略。公共と民間が連携して、従来の「公共が直接公共サービスを提供する仕組み」を「公共サービスの提供主体が市場の中で競争にさらされる仕組み」に転換し、最も効率良く質の高い公共サービスを提供することを目指すものです。PPP を実現することにより、産業の振興、雇用の創出、行政コストの削減、公共サービス水準の向上等が期待できます。PPP の中には、PFI や指定管理者などが含まれます。
ファシリティ・マネジメント	市が保有するすべての施設・資産（土地、建築物、設備等）を最適な状態で保有し、それらの利用環境を賃借し、使用し、維持するために、経営戦略的な視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する活動のことをいいます。厳しい財政状況の下、行政には、土地・建物などの施設（ファシリティ）を経営的資源と捉え、効率的な施設運営を図ることが求められています。
ら行	
ライフサイクルコスト	略して LCC ということもあります。公共施設を建設してから取り壊すまでのすべての費用の合計をいいます。調査設計費、建設費、維持費用、解体費など、施設の生涯に必要な費用がすべて含まれます。
わ行	
ワークショップ	会議の一種で、まちづくり等の地域に関わる問題について、様々な立場の参加者が話し合うために設けられた集会のことをいいます。

第5次朝霞市行政改革大綱  
(平成28年12月発行)

発行 朝霞市  
編集 政策企画課  
〒351-8501  
埼玉県朝霞市本町 1-1-1  
電話 048-463-1111(代表)  
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>